

第7回福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会

○ 日 時 平成19年9月6日（木）14:00～16:00

○ 場 所 市役所15階 1504会議室

○ 次 第

1 開会

2 審議等

(1) 「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第1次）」（案）について

(2) その他

3 閉会

○ 委 員（敬称略、五十音順）

池浦 順子 地域活動実践者

石森 久広※ 学識経験者

久保田久恵 公民館長

陶山 博道 市民局長

十時 裕 地域活動実践者

中村 健士 区自治協議会会長会等会長

浜崎 真人 区長

原田 陽次 区自治協議会会長会等会長

平山 清子 自治協議会会長

福山 誠 区自治協議会会長会等会長

松村 良子 地域活動実践者

会長 森田 昌嗣 学識経験者

吉村 哲夫 区長

米倉 和男 公民館長会会長

※は当日欠席。

1 開会

2 審議等

(1) 「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第1次）」（案）について

<第1 提言の趣旨>及び<第2 コミュニティ関連施策における成果と課題>

※事務局より、「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第1次）」（案）のうち、第1「提言の趣旨」及び第2「コミュニティ関連施策における成果と課題」について説明。

委員）「はじめに」の部分の9行目「住民の満足を満たせるものではなくなっている」という言葉があるが、一般的には「住民の要求を満たせる」あるいは「満足を得られる」というような言葉の言い回しの方が通る。

委員）「はじめに」の下から8行目に「住民の自治意識が希薄化」とあるが、自分には余りなじまなかった言葉だ。自治意識が本来はあって、それが希薄化しているように聞こえるが、コミュニティが希薄化しているのではないか。

会長）7ページの文章のまま「住民の自治意識やコミュニティへの帰属意識が希薄化しており」としたい。

<第3 コミュニティへの財政的支援の望ましいあり方>

※事務局より、「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第1次）」（案）のうち、「第3 コミュニティへの財政的支援の望ましいあり方」について説明。

委員）資料をお配りいただきたい。12ページの2のところの、「以外の補助金等のあり方」について、今お配りした『自治協議会の設立に向けて 平成16年1月 福岡市』、これで私たちは自治協議会の設立の指導をされてきた。次に「コミュニティの自律経営に向けて」では、16年4月からはパートナー、共働の立場で自治協議会と結びつきましょう。一番下の矢印に、設立、運営支援、補助金交付、業務委託、こういう形にしますと理想像を示されて、今まで活動してきている。理想像だから、こういう形になるのが3年先なのか、10年先なのかは想像もつかないが、この理想的な形を壊してしまうと、いつの間にか行政と地域との共働と称するパートナー関係は崩れていくだろう。補助金はこの前の資料にもあったが、これは個々に整理していく必要のある内容だとは思いますが、12ページの「個々の補助金の制度やコミ

ユニティにおける活動の実情などを検証し、自治協議会に交付することが望ましいと考えられるものについては、個別に検討していくべきであると考えます」とあるのは、解決の方法はこうであっても、この文章だけがひとり歩きすると、どうも行政と我々の間の今後あるべき姿がぼやけてくる気がする。

委員) この検討会では、1次と2次に分けて提言するという事で、今回は特に補助金について整理し、行政とコミュニティとの関係をどうしていくかは一番大きなテーマで、2次提言の中で検討していこうという話だったと思う。現状の認識として一私もそのとおりだと思うが一皆さん「望ましいとは言いがたい」が、共通認識だと思う。自治協議会制度を提案した時点では、将来的にはこうしたいという一つの理想であったと思うし、今のところすべてが実現していないことは、4年後に検証することが前提だったので、それは検証していかなければいけないと思う。

例えば社会福祉協議会や、人権尊重協議会などは、政策の面からの検証というのもある。自治活動としての側面と、その分野の施策をどうやって実施していくかという側面が当然ある。最終的には、統合することが理想だとしても、補助金の目的を個々に検討していくことは当然必要だろう。それを2次提言の中で、検証しなければいけない。

委員) 2次提言に向けた検討の中で、この1次提言の12ページの下3行が入ると「これは既に結論ですよ。ただ、予算の都合とか何かでその検証をしていきましょう」という話になってしまう。理想像はこうだけれども、現状では、まだうまくいっていないことは百も承知で、最後の3行は、10年も先にここ3行だけを見ると、これはひとり歩きする文章だ。だから2次提言に向けても、この3行は何とか文章を変えてほしい。

委員) 自治協議会の制度ができてから校区に関わっているが、福岡市の特徴は校区単位だ。校区単位で完璧に、単位自治会を統合しながら自治協議会を運営していくという政策がコミュニティ関連施策の一番の目玉だと思う。ほかの自治体へ行っても、これほど校区単位を意識している自治体はない。「校区単位でちゃんとやっていく」という意識が強く根づいてきたようだ。

補助金は、地域の中では、今までのしがらみとか、経験を積み重ねてきた中での懸念とかがたくさんある。前回の会議で出た補助金の一覧表のように、今後も「統廃合できないか」という動きは出てくる。ここ10年ぐらいで、地域は自治協議会でまとまっていく、そういう姿勢をこの提言で盛り込むことは、必要だと思う。すぐにはできない、それはわかっている。5年後も無理かも。10年後ぐらいまでにはや

るという決意だ。そのときには、自治協議会が近隣自治を行うという覚悟が必要だ。校区で一つの区切りをつけていきますよという覚悟がないといけない。

委員) 総論として自治協議会を中心にするということは確かだが、実際はそれぞれの事情がある。この検討会では、それぞれの事情は全然検討していないわけで、総論として正しいから、言葉として正しいことを書きましようということでは不十分だ。

会長) 総論として補助金をすべて統合するか、それを目指しながら、「市において、個々の補助金の制度やコミュニティにおける活動の実情などから解決すべき課題を検証し」、検証の仕方は「市と自治協議会を含めた協議を重ねながら、個別の検討をしていくべきである」という、目標としての文言を入れるのかということと、もう一つは、自治協議会と市が協議を重ねながら解決に向けての方針を出していくという内容を盛り込むかどうかだ。要は「自治協がよりまとまった活動をしやすくしていくために、これからはその他の補助金のあり方を共同で検証し、検討していく」というような文章に修正しておけば、第2次提言に、さらに今後に向けて結びつきができるのではないかなと思う。

委員) 個別の補助金を見れば、単刀直入に統合することを記載するのは、なかなか難しいという意見だろう。要は無理をしない形でやっていくという表現を少し盛り込めたらいいのかなと考えた。

事務局) 会長と相談して文言の整理をしていきたい。

事務局) 1つ確認したいが、9ページのところで必須事業からまちづくり基本事業にするわけだが、まちづくり基本事業は、6事業が必須なのか、括弧書きの中の交通安全、防災、防犯といった項目が必須なのかを、確認させていただきたい。

委員) あくまでも括弧内の事業については、当然、基本事業の項目であるという認識だ。括弧内はどうでもいいということになると、やはり欠ける部分が出るのではないか。例えば、子どもに関する事業だけだと、非常に範囲が広いが、「子どもの健全育成」とか「非行防止」と書いていた方がわかりやすい。これは、括弧内を含めて基本事業ということでもいい。

委員) 追加した防犯活動は、例えば、防犯協会のチラシを自治協議会で住民に配付すればいいわけで、何にもしないということはないだろう。

委員) 現在の見直し案になった経緯は、従来は必須事業が9つあり、似通ったものや、ちょっとはっきりしないものがあるという議論の中で見直し案ができた。括弧書きの内容を必須として取り上げていくべきだと思う。

委員) このうちの8つぐらいやっておけばいいとなると、それではだめだ。全部活動

は必要なものだ。

委員) 今回の案がいいと思うのは、並列型から、やがて部会型に自治協議会が進んでいく動機付けになるところだ。

会長) 左側に「必ず実施しなければならない」という文言が入るが、これは「〇〇に関する事業」で、括弧の中は必要条件に近い。要するに、しなければならない項目であるという判断で、当然もっと前向きに表現してもいいと思う。組織を作れと言ったのではなく、事業項目を必ずやっていただくことだとして位置づけたい。

事務局) ありがとうございます。

委員) 自治協議会制度が設立されて4年経って、基本事業は、ある意味では(自治協議会が)大人になったということだと思っていた。この1～6ぐらいはみんなやってくださいと言って300万円の補助金をもらい、後は変なふうに使わないようにしてくださいねと。そういう意味では、この1～6のどこにあてはまっているか、事業が確認できて、校区を運営してくださいというぐらいのレベルで、もうそろそろ言わないといけなのではないか。行政から言われるのではなく、例えば区の自治協議会会長会の中で、そういう話をするとか、それぐらいに成熟しないといけない。

委員) 補助金は事業を対象としていて、団体にではないということを周知していったらいい。

委員) 基本事業に関しては、括弧内がおろそかにされないかを心配するので、表現で補足説明をするということでもいいのではないかと思います。

会長) 補助対象事業は、括弧内は必須項目であるという位置づけでいきたい。

委員) 10ページの(2)の○印の2つ目で「活動を行う役員等への一定の経費。交通費、連絡通信費などについて」云々とあるが、4番目の通信・運搬費と混同する可能性がある。この際、具体的な勘定科目を作り、具体例を列挙して書いてもらいたい。

委員) 活動費については、各団体の正副、書記など、自治協議会の役員だけじゃないという考え方なのか。

事務局) どちらかと言うと、あまり細かく規定するというよりは、そういうことも含めて、自治協議会の中で話をしていただくのが必要だと思っている。

委員) 勘定科目を設けた以上は、勘定科目解説があってしかるべきだ。取り扱い基準的なものがないと、福岡市全体の統一が図れないと思う。

事務局) 最低限のものは作成していきたい。

<第4 コミュニティと行政の共働に向けた取り組みの方向>

及び <第5 第2次提言に向けて>

※事務局より、「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言（第1次）」（案）のうち、「第4 コミュニティと行政の共働に向けた取り組みの方向」及び「第5 第2次提言に向けて」について説明。

委員）制度と補助金の話は、2次提言のどこかに入ってくるという理解でいいのか。

事務局）14ページの1の(1)コミュニティと行政の関係で、自治協議会制度の下で、市が各分野で実施している施策がどのようにあるべきかを検討していきたい。

委員）13ページの「コミュニティと行政の関係」の最後のところ、「校区の特性や事情を考えて対応することが重要です」と書いてあるが、校区ももちろん特性があるが、各区毎に議論しなくてはならないのかなと実感していた。「校区の特性で・・・」と言ったら、大変なバリエーションがあり、それぞれに合った話し方をしないといけないのかなと思う。

委員）区毎に話をするという作業も必要かもしれない。

委員）ある程度基本があって、区毎に話し合うというのが理想ではないか。

委員）基本は校区単位で物事を自主的に決めて、その校区が何かやった場合の失敗であろうと、成功であろうと、隣同士に格差が生じようと、それは校区の責任ですよと言ったわけだから、各校区間に格差が出てきても、各校区の努力次第だということだろう。

委員）それこそが自治だろう。

委員）確かに町世話人がいたときまでは、何月何日に種まきして、何月何日に草取りして、何月何日に花を刈りなさいという、上意下達、全市一律だった。しかし、今後はその校区で花を植えようと、稲を植えようと、同じ稲でもいつ収穫しようと、それは校区が決めることで、不作だろうと、豊作だろうと、それぞれの校区の自主性ですというのが、今の基本線。それをまた行政が、あっちと比べたら、「あんたんとこがちょっと具合が悪い」と、我々に「隣の校区はよかですよ。もう少しがんばりなさい」というのは必要ない。アドバイスは受けるが各校区横並びの必要はない。

委員）区という表現が、行政の単位の区を指すのか、一つの地域のまとまりとしての区を指すのかによって意味が違ってくる。区レベルの各団体も、整理した方がいい。

事務局) 13ページは、1では、校区には自治協議会を主体とするコミュニティの組織がある。一律の押しつけでなく、コミュニティの代表者なり、コミュニティ組織がある校区の特性を考慮しながら・・・という意味合いだ。4との関係でいくと、同じようにコミュニティの単位の校区を考えるのであれば、区レベルの各種団体が存在していることを、校区と照らし合わせて考えるという意味合いとして書いているつもりだ。

会長) 4の「行政の「縦割り」解消のための方策」は、組織的な関係ということ。

委員) 4は、縦割り解消のための方策だ。区レベルの組織は、なくすことが前提だったはずだ。しかし、例えば協議、情報交換する協議体は当然あっていいじゃないかということだった。

事務局) 今の議論の経過を踏まえて、1のところには、あえて区単位の自治は入れない方向で整理している。

会長) マネジメントというか、運営自体としては区単位のものが大きくかかわっているわけではない。組織的位置づけと実際の運営とのズレの部分が検討課題になりそうなので、第2次提言のときに検討していきたい。

委員) 14ページの1の(3)で見出しは「施策決定過程における」となっているが、内容は「施策を計画・実施」である。少し矛盾があるのではないか。施策を計画し、事業を実施するという方がわかりやすい。

事務局) 見出しを少し修正していきたい。

委員) コミュニティ関連施策とはどこまでを指すのか。それと、コミュニティ支援施策とどちらが広範囲なものなのかも不明瞭だ。

事務局) 1ページの一番下にあるが、点線の囲い書きの中に、本提言でのコミュニティ関連施策という言葉は、財政的な支援、活動や運営に協力している施策とか、協力を依頼している施策としているので、これが一番広いという位置づけで考えている。

委員) 支援施策は？

事務局) 関連施策－支援施策、引き算すると、この○の3番目になってしまう。また、先ほど議論になっていた社協や人尊協は、コミュニティに関連する行政施策全体も含めて、この検討会では対象にしたところだ。

会長) 要するにコミュニティに関連する施策だから、福祉も子育ても、すべて含めて市がやっている施策をコミュニティ関連施策というのではないか。

事務局) 3ページの部分を、関係がわかりやすいように整理していきたい。

(2) その他

会長) それでは、第1次提言については、検討をこれで終了し、今後は第2次提言に向けた検討を行っていきたい。

事務局) ご意見いただいた部分については、会長にご確認いただいた後、委員の皆様
に郵送し、修正部分を確認いただきたい。

10月4日(木)に、第1次提言書を会長以下1～2名の委員の皆様にご同席
いただいて、渡していただきたいと考えている。

3 閉 会